

第1章 緑の基本計画の概要

1-1. 緑の基本計画の策定意義

(1) 法的な位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条において「市町村は都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」と規定されている。これらが緑の基本計画策定の法的な根拠となっている。

(2) 策定の意義

東浦町緑の基本計画を策定する意義は次のとおりである。

都市の緑は何も施策を講じないと減少する恐れがあり、保全のため長期的で総合的な計画が必要である。

我々の生活に緑は重要な役割を果たしている。
●環境保全 ●レクリエーション ●防災 ●景観

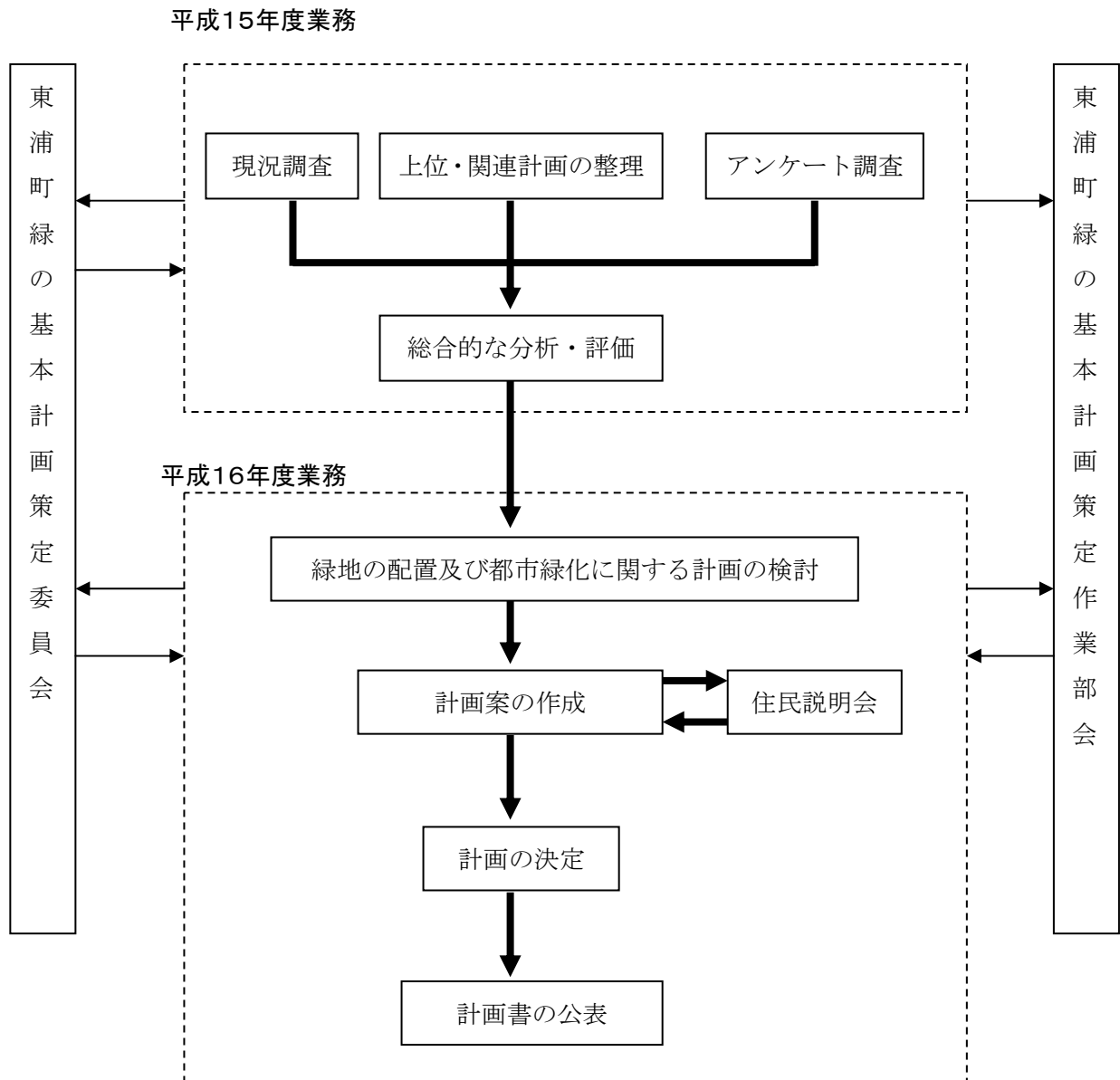
東浦町の緑を保全し良好な自然環境を創出する必要がある。

東浦町の緑を調査し、長期的で総合的な緑の計画を策定することが、「緑の基本計画」の役目である。最終的には東浦町を緑豊かな街とすることを目的としている。

1-2. 緑の基本計画の内容

東浦町緑の基本計画は2ヵ年にわたって策定する。その内容は、「調査」、「調査結果の分析・評価」、「計画案の策定」に大別される。

平成15年度は、「調査」、「調査結果の分析・評価」を行い、平成16年度は「計画案の策定」を行う予定である。さらに業務の進捗にあわせて「緑の基本計画策定委員会」、「緑の基本計画作業部会」、「地元説明会」を開催する。



1-3. 緑の基本計画の作業方針

(1) 策定体制

東浦町緑の基本計画の策定は、下記の体制で行う。

① 東浦町緑の基本計画の策定委員会

東浦町緑の基本計画の策定検討組織として、東浦町緑の基本計画策定委員会を設置する。そのメンバーは町内の主要団体の代表や行政機関の代表からなり、「緑の基本計画」を東浦町全体の視点からとりまとめる。

② 東浦町緑の基本計画策定作業部会

東浦町庁内各部署の代表者によって構成され、各部署の立場から「緑の基本計画」の討議と意見調整を行う。

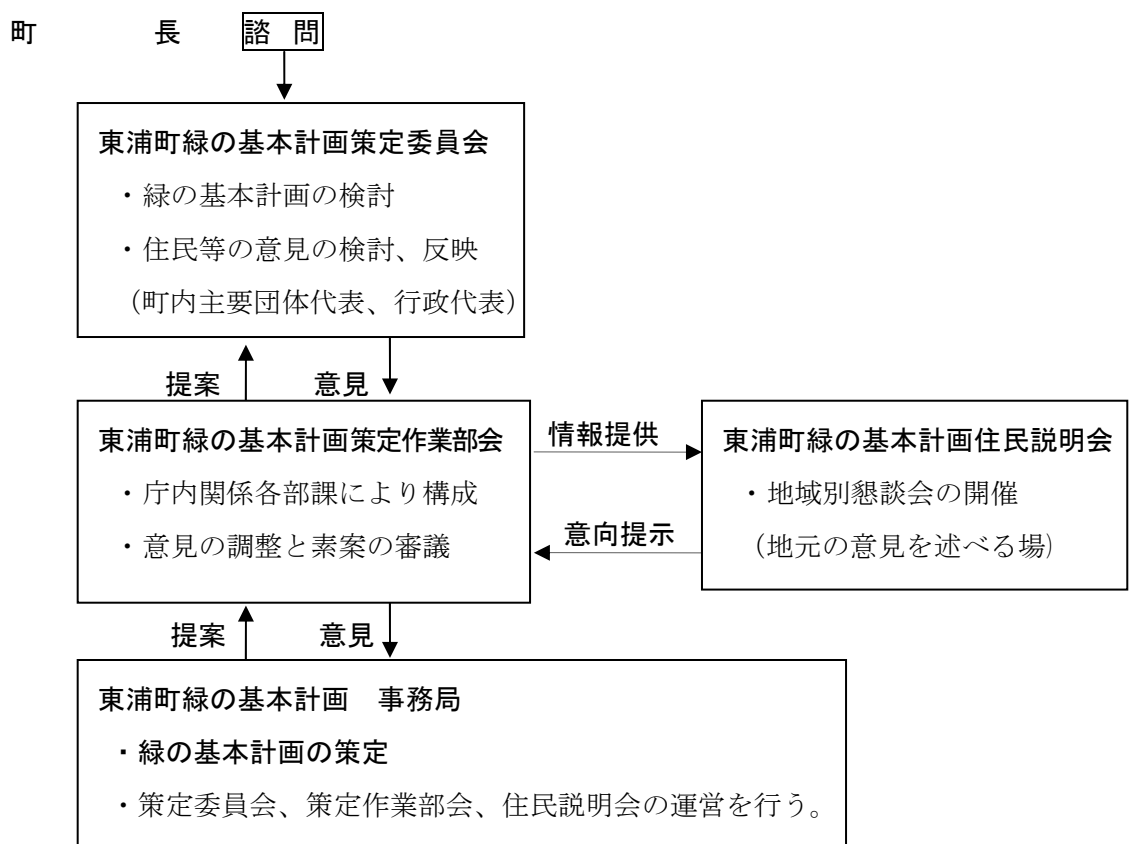
③ 東浦町緑の基本計画住民説明会

町内の6地域（森岡、緒川、緒川新田、石浜、生路、藤江）毎に、地域の自治会組織を中心として住民を選出し、地域緑の基本計画住民説明会を開催して、地域毎の意見の抽出を図る。

④ 事務局

都市計画課が中心となり、「緑の基本計画」の策定や委員会等の運営を行う。

東浦町緑の基本計画策定の体制



(2) 住民参加の方法

緑の基本計画は緑豊かな東浦町を実現するための計画である。緑豊かな東浦町を実現するには町民の理解・参加・協力が必要であり、本業務では住民参加の方法として次の手法を行う。

① 町民アンケートの実施（平成 15 年 8 月実施）

町民の緑に関する意見を把握するため、町内の成人から無作為に 2,000 人を抽出しアンケート調査を行った。調査事項は「東浦町の緑の現状」、「公園の整備と利用」、「東浦町の緑の将来」、「緑のまちづくりと住民参加」について、町民の意向把握を行った。

② 住民説明会の開催

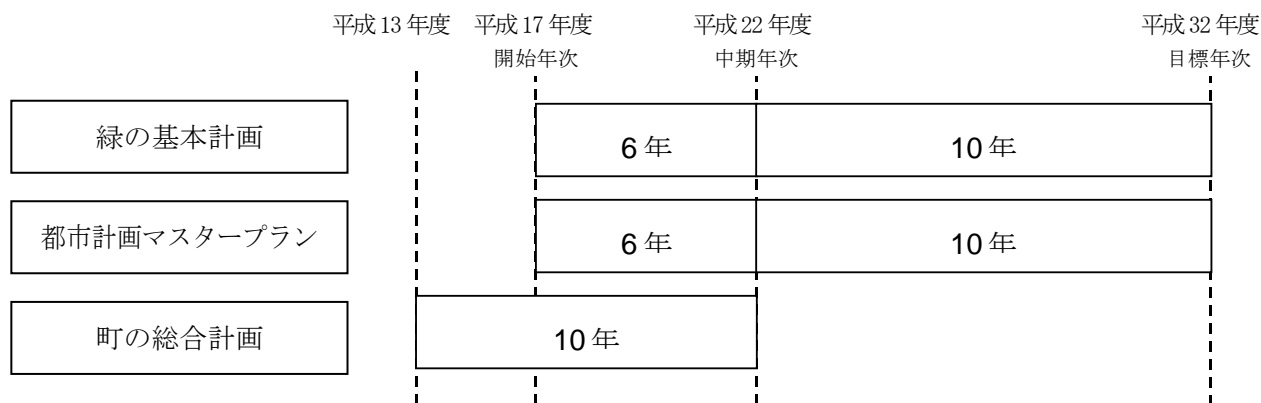
町内の 6 地域（森岡、緒川、緒川新田、石浜、生路、藤江）毎に、地域毎にまとめた緑の基本計画の説明会を開催し、地域の意見の抽出、理解の向上を図る。

1-4. 緑の基本計画の目標年次と計画範囲

(1) 目標年次と見直し時期

緑の基本計画の目標年次は「中間年次 10 年後、目標年次は 20 年後とするのが適当と考えられるが、各市町村の実際に合わせ変更する。」（緑の基本計画ハンドブック 2001 年版 P26）とされており、上位計画である「東浦町総合計画」や「東浦町都市計画マスタープラン」の目標年次と調整して決定する必要がある。

そこで、緑の基本計画の目標年次は、中間年次を平成 22 年度、目標年次を平成 32 年度とする。



(2) 計画範囲

緑の基本計画は、都市計画区域を計画範囲としている（都市緑地法第4条）。東浦町では行政区域が都市計画区域であるので、町全体を計画範囲とする。